



沖縄労働基準監督署発表

令和6年10月24日

担	沖縄労働基準監督署
	監督課長 北村 隆和
当	電話：098 - 982 - 1263

足場の組立て作業にあたり、要求性能墜落制止用器具の機能を点検し、不良品を取り除く措置を講じず、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなかった、労働安全衛生法違反の疑いで建設業者を書類送検

本日、沖縄労働基準監督署（署長 比嘉 健三）は、労働安全衛生法違反の疑いで個人事業主（足場組立・解体業）を、那覇地方検察庁沖縄支部へ書類送検しました。

1 被疑者

（1）^{たからこうぎょう}高良工業（個人事業主A）（20歳代、男性）
所在地：沖縄県沖縄市松本

2 違反条文

- （1）労働安全衛生法第14条（作業主任者）
労働安全衛生法施行令第6条第15号（作業主任者を選任すべき作業）
労働安全衛生規則第566条第2号（足場の組立て等作業主任者の職務）
同法第119条第1号（罰則）
- （2）労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第564条第1項第4号ロ（足場の組立て等の作業）
同法第119条第1号（罰則）

3 事件の概要

令和6年8月24日、沖縄県沖縄市字池原にある補修用足場仮設工事現場において、足場の組立て作業を行っていた労働者（30歳代、男性）が地上からの高さ11.5mの足場上から墜落し硬膜外血腫等を負った労働災害について、現場の足場の組立て等作業主任者であった被疑者Aが、足場の組立て等作業主任者の職務である、器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くことを行わなかった疑いがあるものです。

併せて、同災害発生現場において、被疑者Aは足場の組立て作業の責任者であったものですが、墜落による労働者の危険を防止するため、要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講じなかった疑いがあるものです。

4 当署の今後の方針等

令和5年に沖縄県内で発生した建設業における労働災害は206件であり、うち墜落・転落災害は66件発生していることから、管内の建設業に対する監督指導を強化しており、重大又は悪質な事案については、司法処分等厳正な態度をもって臨むこととしています。

労働安全衛生法

第十四条（作業主任者）

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

労働安全衛生法施行令

第六条（作業主任者を選任すべき作業）

法第十四条の政令で定める作業は次のとおりとする。

第十五号 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

（該当号抜粋）

労働安全衛生規則

第五百六十六条（足場の組み立て等作業主任者の職務）

事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

（該当号抜粋）

第一百十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 **第十四条**、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（第二、三、四号省略）

労働安全衛生法

第二十条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（医か「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

（該当号抜粋）

労働安全衛生規則

第五百六十四条（足場の組み立て等の作業）

事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

- ロ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

（該当号抜粋）

第百十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（第二、三、四号省略）